

令和6年第3回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和6年9月5日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	松井良之
産業課長	遠山雅浩	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	村松浩文	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第11号

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第6 同意第3号

設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 同意第4号

設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第8 議案第46号

訴えの提起について

- 日程第9 議案第47号
愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第10 議案第48号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号
設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第12 議案第50号
令和6年度設楽町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第51号
令和6年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第52号
令和6年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第53号
令和6年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第54号
令和6年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号
令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号
令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第2号
令和5年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第3号
令和5年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第21 認定第4号
令和5年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第5号
令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第6号
令和5年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第7号
令和5年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第8号
令和5年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 26 認定第 9 号

令和 5 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 27 認定第 10 号

令和 5 年度設楽町簡易水道事業会計決算の認定について

日程第 28 認定第 11 号

令和 5 年度設楽町下水道事業会計決算の認定について

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 皆さんおはようございます。本日は、皆さんとましーなシャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力いただき、ありがとうございます。

それではただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、令和 6 年第 3 回設楽町議会定例会(第 1 日)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和 6 年第 11 回議会運営委員会の委員長報告を行います。令和 6 年第 3 回定例会第 1 日の運営について、8 月 29 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

定例会初日を、台風 10 号の影響が予想されたため、9 月 3 日から本日 9 月 5 日に変更いたしました。それに伴い、9 月 5 日の一般質問を 9 月 9 日に変更。9 月 9 日の総務建設委員会を 9 月 10 日に変更いたしましたので、御承知おきください。

本日の日程について説明いたします。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。

日程第 3、諸般の報告は、議長から例月出納検査結果、議員派遣の報告、陳情書等の取扱いについての報告があります。

日程第 4、行政報告は、町長より報告があります。本日上程される議案等は町長提出の 24 件です。一括上程する案件は、日程第 6、同意 3 号から日程第 7、同意 4 号の 2 議案。日程第 12、議案第 50 号から日程第 17、議案第 55 号までの 6 議案、日程第 18、認定第 1 号から日程第 28、認定第 11 号までの 11 議案です。それ以外は順次 1 件ごとに上程します。日程第 6、同意第 3 号から日程第 9、議案第 47 号につきましては、本日採決い

たします。詳細は御手元に配付の議案等審議一覧を参照願います。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番田中邦利君、9番今泉吉人君を指名します。よろしく願います。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和6年7月、8月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣の件について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、4ページ報告第8号のとおり議員派遣の報告をいたします。

次に、陳情書等の取扱いについて、お手元の議事日程に綴じ込みで配布したとおり、陳情書9件を受理しています。議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号10、陳情受理番号14から陳情受理番号16を文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、公私とも御多用のところ、9月議会定例会初日の開催に当りまして、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、とましーなシャツということですが、私はとましーなスーツでやっておりますのでよろしくお願いいたします。

7月から8月は猛暑が続き、8月末には台風10号が日本を襲来、九州に上陸してから迷走し各地に被害をもたらしました。皆さん御承知のとおり蒲郡市では、警報が出ていないにもかかわらず土砂災害によって3名の市民の方が亡くなられるという痛ましい災害が発生しました。幸い設楽町では大きな被害がなく安心しているところであります。

また、まだまだ暑い日が続いていますが、朝晩は秋の気配が感じられ過ごしやすくなりましたが、今後、台風発生の本格的な時期を迎えますので、気象状況を十分注視するとともに体制を整えて対応したいと思っております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、先月の落雷による役場庁舎の復旧状況についてです。

今日もちょっと心配をしましたが、ここ2つくらい電気が付いておりませんが、なんとかここでできるということで安心をしているところであります。

ちょうど1か月前の8月5日、落雷によって自家発電機が故障し、諸証明等の発行などができなくなったことは皆さん御承知のとおりであります。その他にも多くの機器類が雷の影響を受けて故障し、現在も復旧に向けて全力で取り組んでいる最中でありまして。

復旧状況であります。完全に復旧したのは現在までに空調のみで、自家発電機以外のその他の機器は部品の納品待ちの状態、納品されしだい、順次修理を行ってまいります。問題は自家発電機です。この自家発電機は2020年に製造が終了しており、基板などの部品のストックはあるようですが、本体そのもののストックは無いと聞いております。また、メーカーからは、雷の直撃を受けていることを考えると、基板だけでなく本体も故障している可能性が高く、基板交換しても使用できるようになるか分からないとの報告を受けております。また、本体ごと交換となった場合、自家発電機を発注してから納品までに半年以上かかると聞いております。少しでも早い復旧を目指しておりますが、完全復旧までには、まだまだ時間がかかりそうですのでよろしくお願いいたします。自家発電機の修理の件はこのような状況であります。対応といたしまして、既にサーバー用の発電機をリースで借りて配置してあります。また、今週の土日――7日、8日ではありますが、仮設ではありますが役場全体へ電気を送るための発電機の設置を行い、長時間の停電に備えるための対応を行う予定でありますので、御承知おきいただきたいと思います。

次に、設楽ダム放流水を活用した小水力発電事業についてです。

9月2日に愛知県知事に――「小」をとったほうがいいということですのでありますので、水力発電事業について引き続き支援・協力をいただけるよう要請してまいりました。知事からは、これまでと同様に支援・協力いただける旨、回答をいただきましたので、今後とも、県及び国の支援・協力を受け、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

次に、各種イベントについて報告をいたします。

31日にやる予定だった、設楽夜市は中止となってしまいましたが、9月28日に、設楽ダム工事事務所と共催し、「アウトドアカレッジ×遊べる建設企業展」として、国道257号田口添沢橋周辺と小松トンネルを会場に開催をいたします。このイベントは、昨年に引き続き開催し、設楽ダム工事に関わる事業所が様々な企画でブース出展するほか、アウトドアカレッジを会場で開催しますので、ぜひお越しをいただきたいと思っております。

続いて、10月12日から14日までの3日間、したらオリエンテーリングフェスティバルを開催します。今年の大会は、来年設楽町で開催されますアジアジュニア・ユースオリエンテーリング大会のプレ大会として3日間の日程で行うものであります。初日は田口地区のまちなかで開催するスプリント、2日目はお子様から御年配の方まで気軽に参加をしていただけるロゲイニングを名倉地区で、3日目は駒が原の森の中で、オリエンテーリングの全日本ランキング、ワールドランキングのポイント加算対象となる大会を開催いたします。地域住民のみなさまの御理解をいただきながら、来年度の国際大会に向けての気運を盛り上げていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

本日は、財政に係る報告1件、人事同意案件2件、訴え案件1件、後期高齢者医療広域連合規約の変更1件、条例改正2件、補正予算6件、決算認定11件の計24件を上程させていただきました。提出させていただいた議案につきましては、本会議及び各委員会において慎重審議のうえ、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会定例会の開会に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5、報告第11号「令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

副町長 皆さん、おはようございます。それでは、「令和5年度健全化判断比率

及び資金不足比率について」を説明しますので、資料の9ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、7月30日、両比率について監査委員の審査に付しましたので、別添の審査意見書をつけて議会報告するものであります。

第1の健全化判断比率につきましては、財政状況の健全化を客観的に判断するため、法律に基づく4つの財政指標について審査されるものであります。

下段の括弧内の数値は、政令で定める早期健全化基準の数値を示し、本町はいずれの比率も基準数値に該当せず健全であることを示しております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字の程度を指標化するものですが、いずれの会計も黒字決算のため、赤字の算定数値はありません。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金を標準財政規模で除して算出し、数値が大きいほど公債費の占める割合が高いことを示しております。

算定数値は直近の3か年平均で表しておりますが、令和3年度から令和5年度までの平均値は7.0で、前年度決算の計上値6.1%より0.9ポイント増加しておりますけれども、早期健全化の基準数値を大きく下回っています。

将来負担比率は、将来負担すべき借入金等の標準財政規模に対する比率で、町債現在高の減少等により、平成27年度から連続してマイナスで算定数値はありませんが、近年の大型事業による過疎債の借入れ状況に鑑み、令和8年度以降は再びプラスに転じることが予想されるものの、危険な数値には至ることはありません。

第2の資金不足比率につきましては、企業会計ごとに資金不足を事業規模と比較して指標化するものですが、簡易水道事業会計、農業集落排水を含めた下水道事業会計の2つの事業会計は、いずれも資金不足がありませんので算定数値はなく、横棒で表示しております。

私からの報告、説明は以上であります。

議長 次に、監査委員の御意見を、氏原代表監査委員にお願いいたします。

代表監査委員 おはようございます。監査委員の氏原です。よろしく申し上げます。

それでは、審査結果を報告します。

令和5年度の財政健全化審査及び令和5年度、公営企業会計経営健全化審査について、意見書により説明します。

具体的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について意見を述べます。

初めに、財政健全化審査についてです。

審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に置いて、令和6年7月30日に実施しました。

総体的な意見として、審査に付された健全化判断化比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%、財政再生基準は20%ですが、令和5年度の実質赤字額はありません。

次に、連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%であるところ、連結実質赤字額もありません。

また、令和5年度の実質公債費比率は7%であり、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を下回っています。

続いて、将来負担比率の早期健全化基準は350%ですが、将来負担比率は、将来負担比率は算定されていません。

よって、是正改善を要する事項として指摘、指摘すべき事項はありません。

次に、公営企業会計経営健全化審査について、審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に置き、同じく令和6年7月30日に実施をいたしました。

総体的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ、個別意見として、簡易水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率の経営健全化基準は20%ですが、令和5年度の資金不足は、資金不足額はありません。

よって、是正改善を要する事項として指導すべき事項がありません。

健全化審査の結果は、以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。
報告第 11 号は終わりました。

議長 日程第 6、同意第 3 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第 7、同意第 4 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、同意第 3 号と同意第 4 号を一括で説明をさせていただきます。

最初に、同意第 3 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を御説明しますので、資料の 13 ページを御覧ください。

資料の下記に記載します方を設楽町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

丸山知美さんは当該法律第 4 条第 2 項の委員要件である、町長の被選挙権及び教育行政に関する経験と高い識見を有する方で、将来の設楽町の子供たちの事を思い考え、熱心に保護者を含めた地元の意見を取りまとめていただける教育委員会委員として任命するものであります。

なお、委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 11 月 10 日から、令和 10 年 11 月 9 日までの 4 年間であります。

次に、同意第 4 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を説明しますので、14 ページを御覧ください。

下記に記載する方を設楽町教育委員会に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

伊藤潤さんの生年月日、住所等は議案に記載するとおりであります。

今回は、現在の教育委員会委員のうち、野口隼志さんの自己都合により、令和 6 年 6 月 30 日の辞任に伴い、欠員となっているため任命するものであります。

伊藤潤さんは、当該法律第 4 条第 2 項の委員要件である、町長の被選挙権及び教育行政に関する経験と高い識見を有する方で、将来の設楽町の子供たちのことを思い考え、熱心に取り組んでいただける教育委員会委員として任命するものであります。

なお、委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定に基づき、前任者の残任期間として、令和 6 年 9 月 5 日から令和 9 年 11 月 9 日までとなります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

同意第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4原田(直) 委員の方のどうのこうのじゃなくて、今までこの2回、たしか公募でやられているというふうに理解をしています。今回の方もそういう形で行われたのか、その辺について確認をしたいと思います。2名について、両方ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 今回の2名の方も同じく公募で行いました。

4原田(直) 公募ということは、その2名の方以外の人は出てこなかったという理解でよろしいのでしょうか。

教育長 はい、それぞれ、それ以外の方は申し込みはありませんでした。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第3号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第3号は、同意することに決定しました。

議長 同意第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第4号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

同意第4号は、同意することに決定しました。

議長 日程第8、議案第46号「訴えの提起について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第46号「訴えの提起について」を説明しますので、資料の15ページを御覧ください。

本議案は、先の議会全員協議会で説明させていただいたとおり、令和4年度設楽町外国語指導助手派遣業務委託において、中学校に派遣していたALTが令和4年12月末、自己都合により急遽退職し、代わりの方の派遣もなく、結果、令和5年1月から3月の期間の間、ALTが不在となり、契約不履行な部分が生じたため、委託業者である特定非営利活動法人グローバル教育推進機構の理事を代表して、中園潔氏に対し、委託料の返還金及び滞納金を請求するが応じないため、令和4年度設楽町外国語指導助手派遣業務委託に係る訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号に係る議会の議決事件の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第46号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第47号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第47号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を説明しますので、17ページを御覧ください。

本議案は、愛知県後期高齢者医療広域連合の事務処理上の規約の変更を

するためには、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方公共団体の協議の必要があるため、同法第 291 条の 11 の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、マイナンバー法や、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正により、現行の被保険者証は令和 6 年 12 月 2 日に保険証の発行を終了し、マイナンバーカードの健康保険証を基本とする仕組みに移行するものです。

このことに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約も変更の必要が生じ、地方自治法に基づき上程するものであります。

また、マイナンバーカードの健康保険証の仕組みの移行により、マイナ保険証を所持していない方のためには、資格確認書を交付するものであります。施行期日は令和 6 年 12 月 2 日であります。

なお、規約の変更の詳細につきましては、町民課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 では町民課のほうから説明のほうをさせていただきます。

これは、ただいまの副町長が申し上げましたとおり、高齢者の医療確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日以降発行されなくなることに関連して、愛知県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を改正するものです。

具体的には 18 ページの新旧対照表のとおり、第 4 条の関係ですが、これは後期高齢者医療の事務を規定したところです。第 4 条の別表の中の第 1、「被保険者証及び資格証明書」が、「資格確認書等」に変更となるものです。説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 47 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

8 田中 この議案は常任委員会に付託になると思いますので、詳しくは、そちらの質疑で申し述べたいと思うのですが、紙の保険証を残してほしいという世論がありまして、マイナ保険証の強行導入が社会的に混乱を起こすのではないかとされているのですが、そういうことについては、その世論に反し、混乱が起きないかということについては、どういう見解を町としてはお持ちでしょうか。

議長 今、回答の前に、この件については付託ではなくて、ここで採決までということですので御承知おきください。

町民課長 混乱ということも対処しつつ、紐づけされていない場合には資格確認書等を発行するということになっていきますので、その辺も踏まえて今回

の改正といたしました。

8 田中 資格確認書と資格証明書とどういう違いがあるんでしょうか。

町民課長 資格確認書というのは紐づけされていない場合に発行するものです。資格証明書というのは、今までの制度の中で出しているものと理解はしておりますが。資格の証明をするというもので御理解していただければと思います。

8 田中 私、この条例が通っても、マイナンバー保険証はもらわないつもりであります。そういった場合に、医療を受けられなくなるということなんですけども、実費ということになります。それを避けるためにこの確認書を発行するんじゃないですか。

町民課長 はい、そのとおりだと思いますが、マイナンバーカードを取得しなくても医療を受けられないというのはちょっと語弊があると思います。そこはここでいう資格確認書でできればということです。

すみません、先ほどの資格証明書のところですけど、特別な事情がないにもかかわらず、長期間、1年以上滞納した場合には被保険者証を返還してもらうこととなりますが、代わりにこの資格証明書を交付することということになっております。

3 原田(純) 資格証明書が資格確認書に変わっていくということは、私自身の理解では、いずれマイナンバーカード一本化するというふうに理解しているんですけど、そのところはどのようにお考えでしょうか。

町民課長 国のほうは、そうしたことを目標とはしているかどうかは、ちょっと私のほうでは分かりませんが、資格確認書と資格証明書というのは全く別の趣旨のもので、とにかくの資格確認書というのは、マイナンバーカードに紐づけをされていない方に対して発行するものとなっております。

5 七原 今の説明でよく分かりました。この資格確認書等というものがあれば、従来と同じサービスが受けられますよということですね、紐づけされなくても。これが分かりにくいというか、恐らく、今の内閣が意図的にやっているんだと思うんですけども、マイナンバーカードに移行したいということで、これがないと駄目ですよというような、紐づけしないと発行されなくなりますよ、サービスを受けられなくなりますよというような、間違った受け止め方をされても仕方ないというか、そっちにミスリードしているというような話もあって、私もそう思うのですが。町として、これは対象になる住民の方に、別にマイナンバーカードに紐づけしなくても同じサービスはずっと受けられますよというようなPRをしていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思いますけど、その辺いかがでしょう。

町民課長 私もそのとおりだと思っておりますので……

町長 議長、町長。

議長 発言途中ですが、土屋町長。

町長 国の方針で定まったものでありますので、国の方針に沿って我々もやっていますのでよろしく申し上げます。

議長 よろしいですか。ほかにありましたら申し上げます。

(「ありません」の声あり)

議長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

8 田中 マイナ保険証を取得しなくても、医療は引き続き受けられますと、資格確認書で受けられますと。マイナンバーカードを取得しない人には確認書が送られてくるので安心してくださいと。それは言ったっていいと思うんです。国の方針は町長が先ほど言ったとおりですが、これは愛知県の後期高齢者連合の規約ですから、そこら辺はちょっと融通が利くんではないかなというふうにも思うんですが、いずれにいたしましても、紙の保険証を残せという、こういう世論はかなり広がっておりまして、それを踏みにじるものでありまして、12月以降の廃止をこの条例で定めようとしておるもので、反対であります。

議長 反対者の発言がありました。ほかに討論はありますか。

7 山口 賛成の立場で討論させていただきます。本年12月からですか、マイナンバーカードが法的に実施されるという法が確定されているかと思えます。その中で今、言われましたように、ナンバーカードに反対されている皆様方、何らかの理由でマイナンバーカードを保持できない方々のために、今、問題になっております確認書を発行すると私は思っておりますので、マイナンバーカードを持っていなくても、当座、資格確認書で対応できますよということでもありますので、どちらにしましても、国の方向に背く、何らかの形で乗れない方も救済があると認めます。でありますので、賛成をさせていただきます。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 以上で、これで討論を終わります。議案第47号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10、議案第 48 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 48 号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、19 ページを御覧ください。

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるナンバー法の一部を改正する法律により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

行政手続における、このマイナンバー法により、国民健康保険法第 127 条第 1 項の条文中から、被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定が削られることとなったため、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合」を削除するとともに、引用条項を改正するものであります。

また国民健康保険料は、現行は、災害等の被災者に限り徴収猶予ができますが、急患等で納付困難となった方でも資力の回復まで最長 1 年間の猶予期間を設けるものであります。これらの改正をするものであります。施行期日は令和 6 年 12 月 2 日であります。

詳細につきましては、町民課長のほうから説明をさせていただきます。

町民課長 では、議案第 48 号の「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の説明をいたします。22 ページの新旧対照表のほうを御覧ください。

第 37 条の徴収猶予ですが、上から 7 段目の括弧内で、例えば生活保護措置の廃止等が災害を原因として病気になられたような場合に最長 1 年間の保険料猶予を設けるというものです。また、下段の 1 号から 4 号で、災害により被害を受けた保険料猶予の対象者を規定しております。また、40 条では、被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に応じない場合の過料について規定から削除いたしました。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 48 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

3 原田(純) すみません、委員会でやります。ごめんなさい。

議長 よろしいですか。それでは、委員会でということで。
ほかございませんか。

(なし)

議長 それではこれで質疑を終わります。

議案第48号は、先ほどお話ありましたように、文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第48号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第11、議案第49号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第49号「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の23ページを御覧ください。

設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由につきましては、マイナンバー法の一部改正によりまして、同法の別表第2、別表の第2というのは他の機関への特定個人情報を提供できる場合が定められており、情報照会者及び利用する事務及び情報提供者及び提供する特定個人情報の内容が規定されているものであります。これが廃止されたことに伴い、マイナンバーを用いて情報連携する事務を明示するなど、所要の改正手続を行うものであります。

施行期日は、マイナンバー法の令和6年12月2日であります。公布の日から起算して1年と3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行を行います。

詳細につきましては、総務課長のほうから説明をさせていただきます。

総務課長 それでは、「設楽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について」、御説明をさせていただきます。資料番号32ページをお開きください。

新旧対照表によって、御説明のほうをさせていただきます。まず、この条例改正ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この法律が改正されたことによって、こちらの、うちにある、この条例を改正するものです。

それでは改正の内容について御説明させていただきます。

まず、別表第2が削除されたことによって、まず第2条において、法に基づく個人情報とは何ぞやというところをここで明記させていただいております。

第3条では、町の責務として、今までは、「国との連携を図りながら」という文言でしたが、それにつけ加えて、「個人番号の提供に関し」という文言をここで追加させていただいております。

続いて第4条でございます。個人番号の利用範囲ということで、改めて個人番号を利用する事務としてどういったことがあるかということで、この第4条で具体的にお示しさせていただいております。

その、個々の個人番号を利用する事務事業として、33ページの一番下に別表第1（4条関係）とありますが、ここで個人番号を利用する事務事業を細かく記載させていただいております。

愛知県在宅重度障害者手当支給規則に基づくものであったり、ずらずらとありますが、21件の事務について個人情報を利用するというふうに、ここで明記させていただいております。

続いて、ずっと行きますと、39ページまでいろいろとありますが、このような事務を具体的に明記することで個人番号の利用範囲を明確にしたという改正になっておりますので、御説明のほうは、以上で終了させていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第49号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第49号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第49号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第12、議案第50号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」から日程第17、議案第55号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第1号）」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第50号「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」から日程第17、議案第55号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算（第1号）」まで一括で説明をさせていただきます。

最初に、議案第50号、「令和6年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」について説明しますので、41ページを御覧ください。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ7,886万6,000円を追加し、予算総額を61億1,922万1,000円とするものであります。

第2条の地方債の補正につきましては、45ページを御覧ください。

第2表地方債補正に記載する過疎対策事業債6件につきましては、最初に、農業集落排水施設更新事業につきまして、名倉地区の中継ポンプ更新とマンホール改修及び津具地区の制御盤の改修工事に係る費用の財源を見直した結果、企業債と過疎債、それぞれに90万円を増額借入れする補正であります。

次の林道の改良事業は、林道改良工事の2路線の事業費の変更と財源更正により、20万円を増額とするものであります。

次のやすらぎの里空調設備更新事業は、食堂の天井に備え付けられた空調設備が故障したため、更新工事を一式行う必要が生じたため、560万円を借入れ対応するものであります。

次の橋梁修繕事業は、名倉橋、及び愛酪橋の橋梁修繕工事費と、橋梁修繕設計業務委託及び橋梁修繕積算監督委託に係る事業費の増額により、500万円を増額するものであります。

次の、町道補修修繕事業は、町道中向保六線の舗装修繕工事を至急発注する必要が生じたため、660万円を増額して借入れを行うものであります。

最後の、公共下水道施設整備事業は、田口区の公共下水道事業の事業精査の結果、財源の一部を起債対応とするため、930万円を増額するものであります。

なお、地方債全体につきましては、2,760万円の増額ですが、詳細につきましては、歳入の町債において説明をさせていただきます。

今回の補正の予算の主な内容につきましては、総務課の電子計算費、民生費の社会福祉総務費、やすらぎの里費、保育園費、衛生費の予防費、農林水産業費の林業振興費、商工費の商工総務費、土木費の道路維持費、公共下水道費、消防費の常設消防費などが主な補正内容であります。

なお、人件費の補正につきましては、8月8日に人事院は国会及び内閣に対し勧告を行いました。今後は例年同様人事委員会の給与改正勧告に基づき、臨時国会で給与法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与に関する補正予算を上程させていただきますので、御承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。ちなみに、民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなくなる、高水準のベースアップが見込まれるという情報は入っております。

それでは、歳出より説明しますので、補正予算に関する説明書の 58、59 ページを御覧ください。

(発言する者あり)

副町長 ページ数が違いますか。

議長 すみません。データが少し整理されていないようですが。大変途中ではございますが、暫時休憩をとらせていただいでよろしいでしょうか。

(「わかった」と呼ぶものあり)

議長 よろしいですか。出てきたということで、もう少し続けます。久保田副町長、お願いします。

副町長 それでは、歳出より説明しますので、58、59 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、12 節委託料 12 万 5,000 円は、先日の議会全員協議会で説明した、外国語指導助手派遣業務委託料の返還請求事件、訴訟申立て費用として、設楽町の顧問弁護士である松山法律事務所へ委託に必要な経費を委託料として補正するものであります。

2 目財産管理費、10 節需用費、1,000 万円と、13 節使用料及び賃借料 800 万円は、先月 8 月 5 日の役場本庁舎への落雷被害復旧のための経費であります。なお、建物保険等の収入は、現在は未確定のため、今回は全額一般財源として、保険金は確定次第、補正措置させていただきたいと思っております。

3 目電子計算費、12 節委託料 242 万円は、情報セキュリティー対策を今年度実施したところ、最新のネットワーク構成図が販売供給元にも古いものしかなく、D X 関連事業を進めていくのに対策がとれないため、至急調査を実施する必要性が生じたため補正するものであります。

8 目ダム対策費、12 節委託料 20 万円は、田内地区右岸側で施工する愛知県施工の豊川緊急防災対策河川工事に伴い、町道との取付けのため発生する用地買収にかかる嘱託登記料を補正するものであります。

16 節、公有財産購入費、130 万円は委託料で説明したことに伴い、用地買収を行う補正であります。

2 項 1 目徴税総務費、17 節備品購入費 2 万 3,000 円は、出納室の使用の手提げ金庫が経年劣化しておりましたので更新する補正であります。60、61 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、1 節報酬及び 8 節旅費は、放課後児童クラブ支援員の補助者 2 名の夏休み期間中支援協力された補正であります。

18 節負担金、補助及び交付金 327 万 9,000 円は、設楽町社会福祉協議会を補助金として、設楽町社会福祉協議会の職員として、福祉活動専門員を

6月より採用ができたため、給与手当等の補助を補正するものであります。

2目障害者福祉費、12節委託料123万2,000円は、電算システムの改修委託として、今年度の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、現行のシステム改修が今年度中に必要となったことによる補正であります。

5目やすらぎの里費、14節工事請負費597万3,000円は、地方債の補正で説明されたとおり、施設内の食堂の天井に備え付けられている空調設備が故障したことによる補正であります。

2項1目児童福祉総務費、12節委託料58万3,000円は、児童手当システム改修委託として、国より、児童手当の抜本的拡充対応の通知により、児童手当の拡充による改修が必要となったことによる補正であります。

2目保育園費、1節報償及び8節旅費は、保育園統廃合調整等に伴い、会計年度任用職員の雇用機会が増加した事情と、津具保育園及び津具小学校への給食素材を運搬していただきましたマルツさんより、2学期以降の配達サービスが厳しい旨の相談を受け、食材運搬業務としての会計年度任用職員を採用するための補正であります。なお、食堂運搬業務は、民生費で1月から3月までの3か月分、教育費では9月から12月の12月までの4か月分として区分して補正要求を計上しております。

10節需用費31万9,000円は、田口宝保育園と清嶺保育園の統合に伴う令和7年4月1日からの新たな保育園名の銘板の設置費用であります。

14節工事請負費132万円は、田口貨保育園と清嶺保育園との統合に伴う、LGWAN回線——インターネットから切離れた行政専用のネットワークのことではありますが、これの引込み工事の補正を行うものであります。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、10節需用費174万5,000円は、したら保健福祉センター内の地域活動支援センター——未来工房のことですが、空調設備の故障が生じたので、予算流用して緊急措置ため流用元の予算を戻す補正であります。そして津具保健福祉センターの一部屋根が腐食し、崩落の危険箇所が発生しているため、緊急修繕を行う補正であります。

18節負担金、補助及び交付金5万5,000円は、保健師5名の資質向上のため、研修をさせるものであります。

2目予防費、1節報償から21節償還金利子割引料までの1,082万1,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正であります。特例臨時接種から定期B類疾病接種へと移行しましたが、ワクチンの確保体制等、国からの助成金の詳細が不透明な状態が続き、ほかの自治体の状況も見据えながら、9月補正により実施することとしました。

令和6年10月中旬より年度内の期間で定期接種者——設楽町在住の65

歳以上の方、もしくは気管疾病を有する 60 歳から 64 歳の方は、設楽と津具保健センターで接種会場として行います。自己負担額については、定期接種者は 2,000 円、任意接種者は、1 万 5,300 円を想定しております。また、任意接種者につきましては、接種のための指定の医療機関ありませんので、接種希望者は各自医療機関を選択して接種をしていただくことになります。

64、65 ページを御覧ください。

22 節の償還金 15 万 1,000 円は、愛知県からの健康増進費補助金の確定に伴う返還であります。

2 項 1 目清掃総務費、17 節備品購入費 25 万 1,000 円は、名倉川口地区の可燃ごみ資源回収ボックスについて、倉庫の規模、性能を見直した結果等により、また、物価高騰によりメーカー製品が価格が上昇したことによって補正するものであります。

5 款農林水産業費、1 項 4 目農業集落排水費は、地方債のところで説明したとおり、名倉地区の中継ポンプの更新と、マンホールの改修及び津具地区の制御盤改修工事に係る費用の財源を見直して補正するものであります。

2 項 2 目林業振興費、18 節負担金、補助及び交付金 400 万円は、小規模森林整備事業補助金として、森林所有者から間伐要望の増加に伴う補正であります。

66、67 ページを御覧ください。

3 目林業事業費は、地方債の補正で説明したとおり、林業改良事業、林道改良事業工事 2 路線の事業費の変更に伴い財源更正を行うものであります。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費、14 節工事請負費 1,647 万円は、名倉地区にある下請共同作業所の取壊し工事に関する補正ですが、以前より当該施設の取壊しの協議をしておりましたが、今年度 7 月に地主との取壊しの調整ができたため、今回補正計上するものであります。

7 款土木費、2 項 2 目道路維持費、14 節工事請負費 700 万円は、神田地区の町道中向保六線の路面、路盤が湧水等により、車両通行が困難状況となっており、至急修繕する必要が生じたため補正するものであります。

3 目道路改築費、12 節委託料、150 万円の減額は、町道平野清崎線の道路設計業務委託の事業精査の結果、幅ぐい測量経費を繰越し財源で賄えることになったため、減額補正するものであります。

68、69 ページを御覧ください。

5 項 1 目公共下水道費は地方債で説明したとおり、田口地区の公共下水

道事業を精査した結果、財源の一部を補正するものであります。

8 款消防費、1 項 1 目日常設消防費、18 節負担金、補助及び交付金 412 万 1,000 円は、新城市消防本部広域消防事務負担金として消防職員の人件費の上昇に伴って負担金の補正をさせてもらうものであります。

9 款教育費、5 項 3 目学校給食調理場費、1 節報酬、8 万 6,000 円は、先ほどの保育園費で説明したとおり、給食材料を運搬する会計年度任用職員の補正であります。

続きまして、歳入の補正を説明しますので、52、53 ページを御覧ください。

11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、1 節地方交付税 7,588 万 2,000 円は、普通交付税の交付額が確定したため、当初予算との差額を増額する補正であります。

15 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金、3 節児童福祉総務費負担金 81 万 4,000 円の減額は、6 月補正計上した総務課システム改修分を子ども・子育て支援事業費補助金へ統合するため、国庫負担金から国庫補助金へ財源更正する補正であります。

2 項 2 目民生費国庫補助金、1 節障害者福祉費補助金 61 万 6,000 円は、歳出で説明した電算システム改修委託として、本年度の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、現行のシステム改修が今年度中に必要となったことによる補正であります。国が歳出の 2 分の 1 を補助するものであります。

2 節児童福祉総務費補助金 272 万 2,000 円は、当初予算段階で一般財源とした定額補助、自動手当システム改修及び一般通勤用として、先ほどの児童手当負担金とあわせて国庫補助金に財源更正する補正であります。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金、3,878 万 5,000 円の減額は、普通交付税の増額に伴い財政調整基金を補正するものであります。

2 目森づくり基金繰入金、1 節森づくり基金繰入金 400 万円の増額は、小規模森林整備事業補助金の増額分に対する財源として、基金を取り崩すものであります。

54 ページ、55 ページを御覧ください。

10 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 4,398 万 1,000 円の減額は、当初予算と 6 月補正予算で 2 目と 10 目に分けて計上していましたが、6 月補正の財政調整基金繰入金を地方交付税や繰越金の歳入で財源更正するものであります。

20 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 4,304 万 3,000 円の増額は、令和 5 年度予算から令和 6 年度予算へ繰越金を計上するものであります。

21 款諸収入、4 項 4 目雑入、16 節予備費収入 757 万円は、今年度の新型コロナウイルスワクチン接種にあたり、国から特例臨時接種から B 類の疾病接種への移行緩和措置として、定期接種分の助成等を受けることと、保健センターでの接種者は自己負担分が 2,000 円発生するための収入に関する補正であります。

21 節事務局費収入 101 万 3,000 円は、先の議会全員協議会で説明した外国語指導助手派遣業務過年度返還金として、NPO 法人グローバル教育推進機構に返還金を要求するものであります。

22 款町債、2 項 2 目農林水産業債、1 節農業債 90 万円は、農業集落排水事業の変更に伴う借入金の調整です。

2 節林業債 20 万円は、林道三都橋線と林道大沢中俣線の 2 路線に係る県補助金精算による起債の調整です。

56、57 ページを御覧ください。

3 目民生費、1 節社会福祉債 560 万円は、やすらぎの里の空調設備更新事業に係る事業費に対して借入れを行うものであります。

4 目土木債 1 節の道路橋梁債 1,160 万円は、愛酪橋、名倉橋に係る道路改良事業費の補正に対して借入れを行うものであります。

2 節公共下水道債 930 万円は、田口地区の公共下水道事業の事業精査の結果、借入れを行うものであります。

続いて、議案第 5 1 号、「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてを説明しますので、71 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入、歳出それぞれ 66 万円を追加して、予算総額を 6 億 862 万 4,000 円とするものであります。

歳出より説明しますので 82、83 ページを御覧ください。

1 項総務費、2 項 1 目賦課徴収費、12 節委託料 66 万円は、マイナ保険証の利用登録の解除手続きに伴い、確認書を発行するシステム改修のための補正であります。

続きまして、歳入を説明しますので 80、81 ページを御覧ください。

4 款国庫支出金、1 項 4 目社会保障・税番号制度システム整備費補助金 66 万円は、歳出で説明したシステム改修費について国庫補助を受けるものであります。

次に、議案第 5 2 号「令和 6 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、85 ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入、歳出それぞれ 115 万円を追加して、総額を 303 万 2,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので 96、97 ページを御覧ください。

1 項総務費、1 項 1 目一般管理費及び 2 目財産管理費は、令和 5 年度からの繰越金の増額に伴う財源更正であります。

2 款諸支出金、1 項 1 目積立金、24 節積立金 115 万円は決算による実質収支の確定によって積立金 115 万円を積立てする補正であります。

3 款予備費、1 項 1 目予備費は、令和 5 年度からの繰越金の増額に伴う財源更正であります。

続きまして、歳入を説明しますので、94、95 ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、187 万 8,000 円の減額は、歳出で説明したとおり、令和 5 年度からの繰越金の増加に伴う財源更正であります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金 302 万 8,000 円は、令和 5 年度からの繰越金であります。

次に、議案第 5 3 号「令和 6 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてを説明しますので、99 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入、歳出それぞれ 66 万円を追加し、総額を 97 万 2,000 円とするものであります。

歳出を説明しますので、110、111 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、26 節公課費 9 万 5,000 円は、インボイス事業者登録に伴う前年度立木売払いなどの収入分の消費税に係る補正であります。

2 款諸支出金、1 項 1 目積立金、24 節積立金 56 万 5,000 円は、決算による実質収支額の確定により積立金 56 万 5,000 円を積立てする補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、108、109 ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金 30 万円の減額は、歳出で説明したとおり、令和 5 年度からの繰越金の増額に伴う財源更正であります。

3 款繰越金、1 項 1 目 96 万円は、令和 5 年度からの繰越金であります。

次に、議案第 5 4 号「令和 6 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、113 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入、歳出それぞれに 194 万 5,000 円を追加し、予算総額を 469 万 8,000 円とするものであります。

歳出の説明をしますので、124、125 ページを御覧ください。

2 款財産区事業費、1 項 1 目財産区事業費、24 節積立金 170 万 5,000 円は、決算による実質収支額の確定により、積立金 170 万 5,000 円を積立てする補正であります。

26 節公課費 24 万円は、インボイス事業者登録に伴う前年度立木売払いなどの収入分の消費税に対する補正であります。

続きまして、歳入について説明しますので、122、123 ページを御覧ください。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 節財産繰越金 194 万 5,000 円は、歳出で説明したとおり、実質収支額の確定により、補正するものであります。

次に、議案第 55 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計正予算（第 1 号）」について説明しますので、127 ページを御覧ください。

まず、議案書の第 1 条は総則であります。

第 2 条は収益的収入の概要についてですが、資本的収入及び支出の予定額が、当初予算は資本的支出 7 億 2,496 万 6,000 円から資本的収入 6 億 1,165 万 7,000 円を差し引いた 1 億 1,330 万 9,000 円でしたが、今回の起債の補正で収入が 1,020 万円追加したことに伴い、予定額は 1 億 310 万 9,000 円となり、引継金で補填するものであります。

第 3 条は、特例的収入及び予定額の詳細についてですが、第 2 条で説明したとおり、起債 1,020 万円を追加したことにより、資本的収入の収入予定額を 6 億 2,185 万 7,000 円とする補正であります。

次に、第 4 条、企業債の限度額についてです。起債追加 1,020 万円の内訳は、特定環境保全公共下水道施設整備事業として、建設改良等企業債を 930 万円、農業集落排水更新事業としての建設改良等企業債 90 万円をそれぞれ追加し補正するものであります。

131 ページにはキャッシュフロー計算書なども添付しておりますが、こちらはまだ御参照いただきたいと思えます。

次に、資本的収入及び支出の詳細内容についてですが、138 ページ、139 ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。

収入についてですが、1 款資本的収入、4 項 1 目建設改良の財源に充てるための企業債、下水道事業債は、公共下水道分 930 万円、農業集落排水分 90 万円を合わせた 1,020 万円の追加補正をするものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思えますが御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは、30 分までということで、10 時 30 分まで休憩をとりたいと思えます。よろしく申し上げます。

休憩 午前 10 時 19 分

再開 午後 10 時 30 分

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。質疑は 1 件ごとに行います。

議案第 50 号「令和 6 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

それでは、議案第 50 号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 50 号を所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 51 号「令和 6 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 51 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 51 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 52 号「令和 6 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 52 号を総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

議案第 52 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 53 号「令和 6 年度設楽町名倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号を総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第53号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第54号「令和6年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号を総務建設委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第54号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第55号「令和6年度設楽町下水道事業会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号文教厚生委員会に付託することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第55号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第18、認定第1号「令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第28、認定第11号「令和5年度設楽町下水道会計決算の認定について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明願います。

副町長 それでは、認定第1号「令和5年度設楽町一般会計」から認定第11号「令和5年度設楽町下水道事業会計」までの歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項、及び第5項、更に、地方公営企業法第30条により、監査委員の意見書、決算成果報告書を提出して、議会の認定に付するものであります。

なお、決算概要につきましては一括で説明しますので、認定議案の朗読

は省略させていただきます。また、決算内容の詳細につきましては、後で設置される予定の決算特別委員会において、担当課長から、それぞれ詳しく説明すると共に、決算成果報告書に主要な事業についての報告を記載しておりますので、私からは、歳入、歳出の概要について款別に特徴的な内容についてのみの説明とさせていただきます。

初めに、認定第1号「令和5年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」を説明しますので、141ページをお開きください。また、決算書は、9ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

一般会計は、歳入総額59億3,357万4,867円、歳出総額56億7,669万1,147円で、歳入歳出差引額は、2億5,688万3,720円であります。なお、翌年度へ繰り越す財源として、繰越明許費繰越額を除いた実質収支額は、1億804万3,720円あります。

その下、財産に関する調書の、1公有財産(1)土地建物の表を御覧ください。

きららの森整備事業を進めるため、国有地であるきららの森の一部を購入したことにより、土地面積が1,928.65平米増えております。

(2)山林も同様の理由で、面積が40,017.86平米、立木の推定蓄積量が通常の成長分を含め2,171立米増えております。

建物ですが、愛知県から太田口にある田養倉庫の無償譲渡を受けましたので、178.20平米増えております。

決算書の11、12ページを御覧ください。

物品は、今年度購入しました50万円以上の備品についてを追加しております。

13、14ページの決算を御覧ください。

基金につきましては、新城北設楽交通災害共済組合精算金を原資に、交通安全施策推進基金を新設し、積立を行いました。

地域福祉基金の5,400万円の繰出しは、国民健康保険運営基金の積立財源としました。

基金全体で、1億5,158万6,382円を取崩し、令和5年度末現在高は、36億6,483万9,777円となりました。

それでは、一般会計の歳入を説明しますので、決算書の15、16ページをお開き下さい。

令和4年度と比較して差額の大きいものを中心に説明させていただきます。

1款町税ですが、町税全体としては、軽自動車税で微増はありましたが、その他の町民税、固定資産税、たばこ税で減額となり、1,508万8,846円の

減となりました。

11 款地方交付税は、普通交付税の算定において、人口減少の影響による減額はありましたが、過疎対策事業の償還額の増額が大きく影響し、対前年比 1 億 3,552 万円の増であります。

17、18 ページをお開きください。

15 款国庫支出金は、国庫補助金うち新型コロナウイルス感染症対策補助金の 5 類移行に伴い補助事業が完了したことより、1 億 1,040 万 366 円の減額となり、そのほか令和 4 年度にあった国の社会保障・税番号制度システム整備、デジタル基盤改革支援事業などがなくなり、1 億 8,184 万 5,234 円の減となりました。

16 款県支出金につきましては、下水道事業に係る水源地域整備事業や林道改良事業の減額などにより、3,570 万 8,966 円の減でありました。

17 款財産収入につきましては、令和 4 年度にあった土地売払い収入などがなくなったことにより△1,689 万 6,695 円の減であります。

18 款寄附金については、企業版ふるさと納税、ふるさと寄附金が増えたことにより、267 万 6,420 円の増であります。

19 款繰入金につきましては、令和 4 年度は、公営企業会計開始のための準備資金として約 4 億の財調整基金繰入金があり増となりましたが、今年度はありませんので 2 億 2,007 万 6,658 円の減であります。

21 款諸収入であります。豊川水源基金助成金や交通災害共済組合精算金などがあり、5,492 万 2,705 円の増であります。

22 款町債につきましては、1,687 万 3,000 円の増です。主な理由は、過疎債で 1 億 1,450 万円減少しましたが、6 月 2 日の豪雨により災害復旧事業債を 1 億 1,680 万円借り入れたことなどによるものです。

続きまして、歳出の概要について款別に特徴を簡潔に説明しますので、21、22 ページをお開きください。

1 款議会費は、6,361 万 9,675 円で、歳出総額の 1.1%を占め、対前年比 174 万 6,576 円の増であります。

2 款総務費は、8 億 7,540 万 8,650 円で、歳出総額の 15.4%を占め、対前年比 921 万 4,042 円の減額です。主な理由は、令和 4 年度におけるダム湖周辺委託 3,116 万 8,000 円の減と、交通災害共済組合解散による精算金を交通安全施策推進基金積立金に 1,735 万円積立てたことなどによるものであります。

3 款民生費は、10 億 8,724 万 2,015 円で歳出総額の 19.2%を占め、対前年比 1 億 2,568 万 2,504 円の増であります。主な理由は、やすらぎの里大規模改修工事の 8,517 万円や、国民健康保険特別会計基金に積立を行うた

めの5,400万円を繰り出したことによるものです。

4款衛生費は、5億6,660万7,834円で歳出総額の10%を占め、対前年比3億5,583万5,906円の減です。主な理由は、令和4年度にあった公営企業会計準備のための簡易水道特別会計への操出金3億円がなくなったことや、旧斎苑の解体工事事業の3,036万円が終了したことによるものであります。

5款農林水産業費は、6億1,178万2,980円で歳出総額の10.8%を占め、対前年比1億3,596万9,664円の減であります。主な理由は、令和4年度あった公営企業会計準備のための農業集落配水特別会計への操出金が無くなったことによるものです。

6款商工費は、2億656万3,569円で歳出総額の3.6%を占め、対前年比1億2,099万3,512千円の減です。主な減少要因は、アグリステーション名倉の改修事業が終了し1億1,288万8,600円の減によるものです。

7款土木費は、6億6,062万9,074円で歳出総額の11.6%を占め、対前年比1億2,641万1,228円の減です。主な増減要因は、令和4年度にあった公営企業会計準備のための公共下水道特別会計への操出金が無くなったことによるものです。また、町道平野清崎線の設計等委託が増加したことも要因となっています。

23、24ページをお開きください。

8款消防費は、3億2,816万4,262円で歳出総額の5.8%を占め、対前年比4,043万2,016円の増です。主な要因は、防火水槽の修繕や拡声子局バッテリー交換を実施したことによります。

9款教育費は、5億2,540万5,566円で歳出総額の9.3%を占め、対前年比5,068万2,946円の増です。主な増加要因は、田口小学校給排水管の更新事業6,236万8,540円によるものです。

10款災害復旧費は、1億6,062万6,312円で歳出総額の2.8%を占め、令和4年度はありませんでしたので、皆増となりました。

主な増加の要因は、6月2日の豪雨により、町内全域で農地や道路などで被害が発生し復旧事業を実施したことによるものです。

11款公債費は、5億6,480万6,811円で歳出総額の9.9%を占め、対前年比2,937万6,044円の増です。

なお、標準財政規模に対する公債費の比率をみる実質公債費率につきましては、直近3か年の単年度比率の平均を参照しております。令和5年度単年度は7.82%で、直近3か年の平均は7.0%となりました。

12款諸支出金は、2,583万4,399円で歳出総額の0.5%を占め、対前年比1,559万7,321円の増です。主な理由は、後年度発生する臨時財政対策債の

償還費用として減債基金へ1,389万4,000円を積み立てたことによります。

続きまして、各特別会計の決算概要について説明しますので、再度1ページ、2ページをお開きください。

昨年は11特別会計がありましたが、今年度は、簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の3会計が企業会計に移行しましたので、8特別会計になっております。

217ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の総額5億7,746万1,159円で、対前年比772万9,247円の減です。主な減少要因は、保険給付費の減額によるものです。また、今後の保険料増加の緩和を図るため、国民健康保険運営基金に5,400万円を積立てを行いました。

242ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険特別会計につきましては、歳入歳出とも同額の総額2億949万356円で、対前年比71万8,585円の減です。主な要因は、医療費の減少によるものです。

255ページを御覧ください。

町営バス特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の4,001万3,699円で、対前年比、73万1,244円の減額です。主な要因は、令和5年10月から長江宇連線が予約バスへ移行し、通行回数が減少したことにより町営バス運行委託が減となったことによるものです。

266ページを御覧ください。

つぐ診療所特別会計につきましては、歳入歳出総額とも同額の7,507万2,522円で、対前年比981万891円の減額です。主な要因は、受診者数減に伴う医薬材料費の減によるものです。

田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計の決算状況につきましては、281ページからとなりますが、それぞれ財産を適正な管理運営に努めましたので、本日は、決算書を御覧いただくことで説明は省略させていただきます。

なお、8特別会計全体は、歳出総額9億1,673万441円で、対前年比2,026万3,100円の減であります。

続いて企業会計を説明します。令和5年度から企業会計に移行し、簡易水道事業会計と下水道事業会計の2会計となり、両会計とも報告様式を変更しております。

別冊の設楽町企業会計決算書、6、7ページを御覧ください。

簡易水道事業会計につきましては、収益的収支は、収入総額7億9,642万638円、支出総額5億8,985万2,089円、消費税相当額を除く当年度純

利益は1億9,634万5,914円であります。

8ページ、9ページを御覧ください。

資本的収支は、収入総額3億8,725万3,000円、支出総額5億9,278万6,411円、資本的収入額が資本的支出に不足する額1億9,563万411円は、企業会計開始時の引継金で全額補てんしました。企業会計への移行初年度のみ発生します特例的な収支は、収入総額3,155万3,840円、支出総額4,131万1,482円です。

46、47ページを御覧ください。

下水道事業会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業を1つの会計で処理するよう変更しております。収益的収支は、収入総額3億6,846万3,893円、支出総額3億3,032万476円、消費税相当額を除く当年度純利益は3,643万6,555円です。

48、49ページを御覧ください。

資本的収支は、収入総額1億3,384万5,181円、支出総額1億8,826万8,346円、資本的収入額が資本的支出に不足する額5,442万3,165円は、企業会計開始時の引継金で全額補てんしました。企業会計への移行初年度のみ発生します特例的な収支は、収入総額449万9,876円、支出総額1億5,918万7,276円です。

最後に、昨年に引き続き、一般会計及び特別会計については、地方自治法第233条第5項に規定する主な施策を説明する書類として、「決算成果報告書」を作成し、提出しております。また、企業会計については、地方公営企業法第30条第6項に規定する事業報告書を決算書と合わせて1冊の中に作成しております。尚、事業概要については、その他の決算資料、「決算成果報告書」の中にも掲載、報告しております。よろしくお願いたします。

本町では、迅速に情勢の変化に対応し、効果的かつ効率的な行財政運営を推進するため、予算編成と決算を連動させた予算決算マネジメントを推進しております。決算成果報告書は、主に、このマネジメント推進のPDCAサイクルのC、決算の部分を担当していますが、令和6年度の事業執行及び令和7年度の予算編成に向けた指針となるよう、事務事業の状況の整理、分析項目の追加等を行いました。また、わかりやすい報告書として、総括欄について、令和5年度実績のみならず前年度、または施策検討の基礎となる園児児童生徒数及び保険者数などの経年推移をグラフ表示するなどの見直しを図っておりますので、決算分析の参考にさせていただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員の決算審査の御意見を、氏原代表監査委員にお願いいたします。

代表監査委員 監査委員の氏原です。ちょっと長くなりますけど、よろしくお願ひします。

まず一般会計及び特別会計について監査の結果を報告します。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき、決算審査に付された、令和 5 年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況、また、地方公営企業法第 30 条第 2 項及び同法施行第 26 条の 2 の規定に基づき、同じく決算審査に付された令和 5 年度設楽町事業会計決算、諸書類、事業報告、その他政令で定める書類及び各基金の運用状況について、意見書により説明いたします。

審査は、令和 6 年 7 月 30 日から 8 月 2 日までの 4 日間で山口監査委員と実施をしました。

まず、最初の審査の対象は、令和 5 年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金であります。

一般会計及び 8 特別会計の決算に係る歳入歳出総額は、歳入総額 68 億 5,633 万 9,195 円。歳出総額 65 億 9,342 万 1,588 円。差引き額 2 億 6,291 万 7,607 円で、その内訳は表 1、一般会計及び、表 2、特別会計のとおり。また一般会計 14、及び特別会計 5 の計 15 基金に係る決算年度中の増減高、及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高 40 億 6,796 万 8,163 円。決算年度中の増減高 1 億 7,713 万 6,888 円の減額で、決算年度末現在高 39 億 6,083 万 1,275 円であり、その内訳は表 3、各基金の総括表のとおり。

審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財政管理の適格性、さらに予算の執行については、関係法令に従い、正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類等の所蔵その他必要と認める審査手続を実施しました。

審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数はそれぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められました。

財政状況として、令和 5 年度の決算規模は、一般会計では、歳入総額 59 億 3,357 万 4,867 円、歳出総額、56 億 7,669 万 1,147 円。差引額 2 億 5,688

万 3,720 円となり、特別会計では、歳入総額 9 億 2,276 万 4,328 円、歳出歳出総額 9 億 1673 万 441 円。差引額 603 万 3,887 円となりました。

一般会計の歳出面での決算規模は、令和 4 年度との比較において、5 億 3,885 万円減となりました。主な減額要因は、令和 5 年度から簡易水道、公共下水道及び農業集落排水の各特別会計が公営企業会計へ移行したことに伴い、令和 4 年度に準備資金として合計 6 億円の繰出金を支出しましたが、令和 5 年度は、当該支出はなかったためです。

主要な実施事業は、やすらぎの里大規模改修事業。この事業費については、令和 6 年度へ 1 億 2,599 万円繰越しております。次に田口小学校給排水管更新工事及び、主に 6 月 2 日発生の豪雨災害により、町道、農地及び林道の復旧工事に係る事業であり、歳入決算額は、前年度比 4 億 3,443 万円の減額となりました。主な減額の要因は、公営企業会計の移行準備や、財源不足を補う財政調整基金からの繰入れが 2 億 7,356 万円の減額。全年度からの繰越金が 5,130 万円の減額となった。

また翌年度へ繰り越すべき財源は、1 億 4,884 万円となり、対前年度比 6,137 万円の増加となりました。今後やすらぎの里大規模工事や町道の維持・改良工事などへ充当される予定です。

次に、8 つの特別会計の歳出決算総額は、令和 4 年度と比較し、11 億 9,128 万円減額し、率にして 57% の減額となりました。主な減額要因としては、先ほどから言っておりますが、簡易水道等特別会計、公共下水道特別会計、農業集落排水特別会計の 3 つの特別会計が公営企業会計に移行したことが挙げられます。

国民健康保険会計において、歳入は、保険料率の引上げにより保険料が 296 万円増額。繰入金も 3,782 万円増額となりました。これは基金積立のために一般会計から 5,400 万円を繰入れたことによるものであります。また、保険給付費の減額に伴って、普通交付金が 5,281 万円減額したことから、総額で対前年度比 773 万円の減の 5 億 7,746 万円となりました。歳出については、療養給付費が対前年度比 4,430 万円減額、高額医療費が 614 万円減額、基金積立金を 5,400 万円としたことなどにより、総額で 773 万円減額したことにより、5 億 7,746 万円となりました。保険料については、令和 3 年度までは基金の活用により、率を据え置いてきましたが、基金の残高が少なくなり、県への事業給付率の上昇に合わせながら保険料率の段階的な引上げを行っています。

また、後期高齢者医療保険特別会計では、歳入は保険料額が 492 万円増加したため、一般会計繰入金が対前年度比 904 万円減少し、全体として対前年度比 72 万円減額になりました。歳出は保険料と負担金が 205 万円増額

増加しましたが、保険基盤安定制度負担金が 110 万円減額、療養給付費負担金が 124 万円減額したことなどにより、全体として、対前年度比 72 万円減額になりました。

町営バス特別会計においては、歳入歳出ともに 74 万円の減額となりました。歳出では、車両等維持管理費が 15 万 457 円増加したものの、宇連長江線を 10 月から定期便から完全予約バスにしたことで、バス運行委託料が 80 万 1,816 円減額になりました。さらに歳入では、国庫補助金相当額が対前年度比 160 万円減額しましたが、県補助金については、対前年度比 25 万 7,000 円増加しました。また、バス利用者の微増により、定期路線の運行収入が 10 万 8,300 円の増加となり、不足分については一般会計から繰入れを行っています。

つぐ診療所特別会計では、歳入歳出ともに対前年度比 981 万円減額になりました。歳入では、受診者数の減少に伴う診療収入の減額と職員人件費にかかる一般会計からの繰入金の減額が主な減要因であります。歳出では、職員 1 名が再任用職員になったことによる人件費の減額と、受診者の減少に伴う医療材料費の減額が主な要因であります。

以上のとおり、いずれの会計においても減額となっていることも、8 特別会計全体の減額要因と言えます。

財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、おおむね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。令和 5 年度は、老人福祉施設、やすらぎの里の大規模改修工事を行いました。この施設は令和 3 年 10 月 1 日から設楽町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、養護老人ホーム宝泉寮とデイサービスセンターしたらの 2 つの機能を果たしながら管理運営しておりますが、建設から長年が経過し、施設の老朽化が見られたことから、老人ホームとしての機能を保つことができる最低限の範囲で大規模改修工事を行いました。主に入所されている 25 名の方々にとって、快適に生活ができるように改善されておりますが、施設内の設備は老朽化しているところがまだ数多く見られることから、今後も、改修は継続していく見込みであります。町内の利用者はもちろん、県内外の利用者にとっても大切な施設であって、安心できるまちづくりの一環として、今後も施設維持管理に努めていただきたいと思います。

また長年の懸案事項であった田口小学校の給排水管更新工事が行われました。これもやはり、経年劣化のため、更新をやむなくされたものであります。

町内の様々な施設について、今後こうした同様の事態が予想されます。加えて、昨年 6 月 2 日発生 of 豪雨災害で被害を受けた道路や農地の復旧事

業も行われました。近年の異常気象に伴う、こうした災害の発生も今後予想されます。町民の健康で安全な暮らしを維持し、前向きに日々の生活が送れるよう、施設を初めとしたインフラの整備に今後とも取り組んでいただきたいと思えます。

設楽ダムが進行するに伴って、現在、町内を大型車両が行きかい、大規模な道路工事が至るところでなされています。また、ダム関連業者の生活拠点としての集合住宅も建設されています。数百名の方が町内に移住し、ここ設楽町で生活しながらダム工事に関わっていくと聞き及んでおります。これに伴って、町の活性化につながる方向を探りながら、移住者をサポートし、町民の安心安全を確保しつつ日々生活ができるよう、議会で検討を重ね、より良い方向に進むことを希望します。

一般会計、特別会計の検査結果、決算審査の結果は以上であります。

続きまして、公営企業会計決算審査の意見についてです。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和5年度設楽町公営企業会計の決算審査結果を意見により説明いたします。

審査は、令和6年4月30日に山口監査委員と実施し、審査の対象は、令和5年度簡易水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の2会計であります。

審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計諸帳簿、書類、証拠書類との照合等のほか、関係職員の説明を聴取。例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして、各事業の経営内容を把握するため、係数の分析等を行い、経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているかどうかについて考察をいたしました。

審査結果としては、審査に付された各事業の決算諸表はいずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

それでは、各会計の業務実績、審査結果について、それぞれ述べさせていただきます。

最初に、簡易水道会計の決算状況です。

主なものとして次の3点について述べます。まず収益的収支ですが、収入総額は7億9,642万638円。支出総額は5億8,985万2,089円であって、令和5年度の消費税相当額を除く純利益は1億9,634万5,914円でした。

次に、資本的収支です。

収入総額3億8,725万3,000円。支出総額5億9,278万6,411円であり、資本的収入額が資本的支出に不足する額1億9,563万411円は全額企業会

計開始時の引継ぎ金から補填をしていますが、この金額は、令和6年度へ繰り越される990万3,000円を除いています。

次に、特例的収支です。収支総額3,155万3,840円。支出総額4,131万1,482円であります。この項目は、企業会計移行する初年度のみ発生をするものであります。

各決算状況の内訳は167ページの簡易水道事業決算報告書を御覧ください。

次に、業務実績についてです。

164ページにあるとおり、給水件数、給水人口、普及率など、いずれも減少していることから、年間配水量は対前年度比3.8%減少。年間有収水量も対前年比2.4%減少しましたが、有収水量と配水量を比較した有収率は0.7%増加をしました。

建設改良事業としては、配水管更新工事をして、老朽管を耐震性のある高密度ポリエチレン管への取替えを、田口地区では、公共下水同事業の進捗に合わせて1,721メートルほど、長江地区では570メートルほど施工しました。

取水場改良工事では、津具地区の箱渕取水場の機能改善のため、取水施設2基を改良しました。

導水管移設工事では、田口地区の水源で新たにタコウズ川から取水するため181メートルほどの導水管施設工事を施行しました。また、水道施設の稼働状況を監視するテレメーター設備の更新工事を施行しました。

次に、審査意見ですが、業務実績としては、住民へ安心で安全な水道水を定期的に供給するため、引続き自己水源の保全と確保に努めていただきたいと思います。予算の執行状況等についても、適正に執行がされていると認めますが、社会情勢を的確に見極め、コスト意識を持ちながら、安定的かつ持続的に水道水が供給できるよう努めていただきたいと思います。

経営状況については、水道管の耐震化などにより、資本的収支不足は継続すると思われませんが、引き続き経営の効率化に努めていただきたいと思います。

また、財政状況、資金状況について、水道料金の収納状況は良好な状態を認めますが、引続き、滞納整理等を適切に行って収納率の維持に努めていただくことを望みます。

次に下水道会計についてです。

先ほどの簡易水道会計と同様、主なものとして3点について述べます。収益的収支の収入総額は3億6,846万3,890円。支出総額は3億3,032万476円であって、令和5年度の消費税相当額を除く純利益は3,643万6,555

円でありました。

次に資本的支出の収入総額は1億3,384万5,181円。支出総額は1億8,826万8,346円で、資本的収入額が同支出に不足する額5,442万3,165円は、全額、企業会計開始時の引継金から補填しています。

次に特例的収支ですが、収入総額は449万9,876円。支出総額は1億5,918万7,276円でありました。この項目は企業会計に移行する初年度のみ発生するものであります。

各決算状況の内訳は169ページの下水道事業会計決算報告書を御覧ください。

次に業務実績です。

公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた実績は165ページの表のとおり、区域内人口は減少しているものの、接続人口、普及率、接続率、年間汚水処理水量、有収水量のいずれも増加する結果となりました。

建設改良事業として、特定環境下水道事業では本年度に繰越した管渠布設工事及び舗装復旧工事を施工しました。

農業集落排水事業では、津具地区で、県受託事業により、処理場電気設備一式とマンホールポンプ遠方監視装置39か所、町施工によって同じ箇所を更新しました。名倉名倉地区では、県受託事業により処理場機械、電気設備の更新、町施行によってマンホールポンプ4か所、制御盤5か所を更新しました。

下水道事業と農業集落排水事業、それぞれの実績数値は166ページの表を御覧ください。

なお、農業集落排水事業では、例年に比べ降水量が多かったことから、マンホールの隙間などから入り込む不明水が増えたことが処理水量等が増えた要因と考えられ、今後マンホールの劣化部分の改修対策を講じる必要があります。

最後に、審査意見を述べます。

実績については、効率的かつ効果的な侵入水の防止対策を実施して、有収率の向上に努めていただくこと、並びに下水道への接続要請に取り組み、水洗化率向上に向けていただきたいと思います。

予算の執行状況については、収益的収支、資本的収支のいずれも適正に執行されていると認められます。

社会的情勢を見極め、コスト意識を持ちながら安定的かつ持続的に下水道業務が提供できるよう、事業運営に努めていただきたいと思います。

経営状況については、人口減少による使用料収入の減少、施設の老朽化による維持管理費の増大など厳しい経営が見込まれますが、適正な施設整

備と健全な経営に努めていただきたいと思います。

最後に、財政状況と、資金状況についてです。

下水道使用料の収入状況は良好な状態と認められますが、今後も、滞納整理等を適切に行い、収納率の維持に努めていただくことを望みます。

以上で決算意見を終わります。お願いします。

議長 氏原代表監査委員、御意見ありがとうございました。

提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。

監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第11号までの11議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く9名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第11号までの11議案については、9名による決算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、村松一徳君、村松純次君、原田純子君、原田直幸君、七原剛君、金田敏行君、山口伸彦君、田中邦利君、今泉吉人君を指名したいと思います。これに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

決算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩をとることに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に、9番今泉吉人君、副委員長に4番原田直幸君が選任されましたので御

承知おきください。

なお、決算特別委員会は、本日、9月5日と9日定例会終了後、決算の説明を受け、9月10日午前9時から総務建設委員会所管、9月11日午前9時から文教厚生委員会所管の審議を行います。よろしく申し上げます。

議長 以上で、令和6年第3回設楽町議会定例会第1日を終了いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時32分